

## 市役所からの お知らせ

### 行政相談所を開設します

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次のとおり行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

日時 4月12日(木) 午前10時～午後4時  
場所 市役所別館相談室  
行政相談委員(敬称略) 川畑喜久雄 0956-75-0724 青木サチ 0956-74-0456 問合せ先 総務課行政係

### 安全・安心のために耐震診断をしましょう

平成19年度に長崎県と連携して、木造住宅の耐震診断のための助成事業(安全・安心住まいづくり支援事業)を実施します。耐震診断は、皆さんからの申し出にもとづき、市の依頼により、構造に詳しい専門の診断士が訪問して行います。

**助成の条件** 松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則に定めるもの  
①戸建て木造住宅(所有者が居住するものに限る)であること。  
②昭和56年5月31日以前に、建築確認を受けた住宅または工事届が受理さ

### 生コンを支給しています

住みやすい住環境整備のため、生活道路の舗装に対して生コンクリートを支給しています。舗装計画のある人は、市政嘱託員を通じて申請してください。

**対象となる生活道路** 4戸以上が利用する延長30m以上、幅員1m以上の生活道路  
**生コンの支給率** 市の舗装に必要と認められた生コンの量の7割  
**申請期限** 7月31日(火) 申請手続・問合せ先 建設課管理係

### 議会議事録のDVD貸し出しを行います

議会議事録の一般質問の模様を収めたDVDの貸し出しを始めました。ご利用ください。

**貸出DVD** 昨年12月市議会定例会  
貸出場所 議事事務局、各支所、星鹿コミュニティセンター、図書館  
**貸出期間** 最長1週間  
**貸出料** 無料  
問合せ先 議事事務局

## 4月から交付額が変わります

### 【合併処理浄化槽補助金】

合併処理浄化槽補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道認可区域および漁業集落排水施設整備区域以外で合併処理浄化槽を設置する人に対して交付している補助金です。

この4月からは下記の通り変わります。

合併処理浄化槽	補助金
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円

合併処理浄化槽を設置する人は市民生活課生活環境係(窓口③番)まで問い合わせてください。

なお、平成19年度の受付は11月末日までです。ご注意ください。

### 【資源物回収活動奨励補助金】

資源物回収活動奨励補助金は、ごみの減量化、生活環境の美化を図り、資源物の再利用を推進するため、資源物を回収した団体(以下「回収団体」という。)およびその資源物の引取を行った資源物回収業者(以下「回収業者」という)に対して交付している補助金です。

4月1日以降に実施した分から下記の通り変わります。

回収者	補助金
回収団体 (自治会、子ども会、婦人会等の団体)	1キログラムにつき5円を乗じて得た額
回収業者 (資源物の回収を業とする者またはそれらの者で組織された組合で市長が指定したもの)	1キログラムにつき3円を乗じて得た額

※資源物とは、回収された新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類をいう。

補助金の交付を受けようとする回収団体に登録したいときは、市民生活課、福島支所市民福祉課、鷹島支所市民福祉課まで問い合わせてください。

## 住民基本台帳カードが

便利です

顔写真付きの住基カードを取得すると公的な身分証明書として利用できます。金融機関の窓口で10万円を超える振込みをするとき、銀行などで口座を開設するとき、書留郵便の受け取りのとき、パスポートの発行のときなどに便利です。

**必要な書類** 運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書・印かん **手数料** 500円 ※申請は、本人に限ります。※写真は、申請窓口で撮影します。申請・問合せ先 市民生活課住民係または福島支所・鷹島支所

## 固定資産税縦覧帳簿の縦覧

平成19年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を4月2日から行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認するための制度で、無料で縦覧できます。詳しくは市報3月号をご覧ください。

**縦覧期間** 4月2日(月)～5月1日(火) (ただし、土・日・祝日は除く) **縦覧場所** 市税務課・福島支所・鷹島支所 **問合せ先** 税務課固定資産税係

## 国民健康保険

認定証提示で入院時の

窓口支払いが減

4月1日から、国民健康保険に加入している70歳未満の人(老人医療受給者を除く)が入院する場合に、市が発行する認定証を提示することで、窓口での支払いが定められた自己負担限度額(保険適用分)で済むようになります。なお、認定証の発行には、事前に申請が必要となります。※保険料の納付状況により認定証の交付ができない場合があります。**受付場所** 保健年金課(窓口⑥番)・各支所

## 国民年金

学生は猶予制度の活用を

所得が少なく保険料を納めることが困難な学生には、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度が利用できます。申請は毎年必要です。

**申請に必要なもの** 学生証(写)または在学証明書・印鑑 **受付場所** 保健年金課(窓口⑦番)・各支所  
(ねんきんダイヤル)  
**年金請求などの年金相談** ☎0570-051165 **年金を受給されている人の年金相談** ☎0570-1165

## 第8回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請

平成17年4月1日を基準日とする戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(40万円分)の支給申請の手続きを行っています。基準日に戦没者等の死亡に関し、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、戦没者等の遺族の内、下記の表の先順位の一人に対して特別弔慰金が支給されます。申請期限は平成20年3月31日までです。早めの申請をお願いします。

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は、次の要件をすべて満たす必要があります。 ①戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと。 ②弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻または遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと。
2	子	
3	父母	①戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること。
4	孫	②基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと。
5	祖父母	③基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと、または遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと。
6	兄妹姉妹	
7~10	父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	上記順位(3~6)以外の人。
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた人で、戦没者等の葬祭を行った人。
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた人で、戦没者等の葬祭を行わなかった人。

○問合せ先 福祉事務所地域福祉係